

**新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に向けた
当所主催事業・イベント・会合等への対応について(8月19日更新)**

2021年8月19日

守山商工会議所

守山商工会議所では、守山市が「まん延防止等重点措置適用地域」となったことから、8月6日付で「守山市が主催または実行委員会等に加わるイベント・集会に係る対応方針」が変更されたのを受け、以下のとおり内容を一部更新し、8月8日以降、対応するものとします。(下線部分が変更箇所です。)

記

1. 事業実施の開催基準

次の「3つの条件」(3密)が重なった場での事業実施は避けることとします。

- ①換気の悪い密閉空間(密閉)
- ②人が密集している(密集)
- ③近距離での会話や発声が行われる(密接)

(この条件をクリアできる環境でのみ、事業を実施することとします)

【事業等実施にあたっての注意事項】

上記「3つの条件」をクリアするため、以下のとおり対応します。

- ①「換気の悪い密閉空間」⇒適宜、会場内の換気を行います。
- ②「人が密集している」⇒出席人数を限定するなど、会議規模の縮小を行います。
- ③「近距離での会話や発声が行われる」⇒会場のレイアウトについて、一定の距離を確保した対面形式や教室形式等で対応します。

2. 当所主催の会議等について

(1) 議員総会・常議員会・各委員会等

- ①予定通り開催します。
- ② 説明、報告事項等については、簡潔な説明に努め、時間短縮を行います。

《開催の際の留意事項》

- ・咳や熱など風邪の症状がある場合は、参加をご遠慮いただきます。
- ・会場ではマスク着用、手消毒の徹底をお願いします(受付等にはマスク、消毒液を設置)。

(2) 前記以外の会議、セミナー、講演会、イベント等

- ①前記「開催基準」をクリアできる会議・セミナー・講演会等については、開催します。
- ②参加人数の上限については、市の方針に基づき、次のとおりとします。

【屋内・収容定員有り・マスク取り外し無し】 収容定員の2/3以内

【屋内・収容定員有り・マスク取り外し有り(注1)】 収容定員の1/2以内

(注1) イベント中に食事を伴う、あるいはマスクを外して発声・歌唱・楽器演奏を行う場合等です。

【屋外(または屋内の収容定員無し)】 十分な人と人との間隔(1m以上)が担保できる人数

※人数による上限は設けないが、1,000人超の場合は事前に滋賀県へ相談が必要です。

③会議やセミナー開催に積極的にリモート(オンライン)を活用します。

(3) 懇親会・交流会(飲食を伴うもの)

飲食を伴う懇親会・交流会は、中止とします。

(4) 会議室の貸し出しについて

守山市が「まん延防止等重点措置適用地域」となったことから、その適用期間(令和3年8月8日から9月12日までの間)については、会議室の夜間における使用期限を原則20時までとします。ただし、イベントを開催する場合は、21時までとします。

3. 当所事務局の対応について

(1) 出勤について

- ①職員本人が、当日37.5度以上の体温がある場合は、出勤を見合わせます。
- ②少しでも体調が良くないと感じた場合、出勤を見合わせます。
- ③出勤前に検温をするとともに、出勤時にも検温を実施し、体調管理を徹底します。
- ④職員の家族等で発熱等の風邪症状がある場合、必ず所属長に報告します。

(2) 接客・打合せ(内部打合せ含む)

- ①相手の了解を取った上で、極力電話・メール等を使用するなど、感染防止に努めます。
- ②少しでも体調の悪い職員は応対しないよう、所内で調整します。
- ③3密回避を徹底し、来訪者対応エリアのみで行います。
- ④受付カウンターには、飛沫感染防止のビニールシートを設置します(既に設置)。
- ⑤マスクの着用、相手との距離を置くなどの対応を行うとともに、時間の短縮を心掛けます。

※今後も新型コロナウイルス感染症の感染状況により、市等の方針に変更があれば、改めて内容を更新します。